

松前町ボランティア団体活動事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住みよいまちづくりを推進するため、町内のボランティア団体が実施するボランティア活動に要する経費について、町が予算の範囲内において松前町ボランティア団体活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、ボランティア活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ボランティア活動」とは、無報酬又は低額有償で自発的に社会事業を実施し、又は社会事業に参加する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、松前町社会福祉協議会の松前町ボランティアセンターボランティア団体登録要綱（令和2年4月1日施行。以下「社協要綱」という。）第3条の規定により登録を受けた団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が行うボランティア活動とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に要する経費（食糧費を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ボランティア団体活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) ボランティア団体概要調書（様式第4号）

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定しボランティア団体活動事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめボランティア団体活動事業変更承認申請書（様式第6号）に変更後の第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更が

ない場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときはボランティア団体活動事業変更承認通知書（様式第7号）により、
不適当と認めるときはその旨を書面により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめボランティア団体活動事業中止（廃止）届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、ボランティア団体活動事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の進行状況が分かる写真

（額の確定等）

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、ボランティア団体活動事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、第15条の規定によりその額を超える補助金が既に概算払されているときは、過払いの補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、ボランティア団体活動事業費補助金精算払請求書（様式第13号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（概算払）

第15条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、ボランティア団体活動事業費補助金概算払請求書（様式第14号）により概算払の請求を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、概算払による補助金の交付について準用する。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を補助事業以外の目的に使用してはならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 社協要綱第5条の規定による登録の取消しがあったとき。
- (2) 第10条に規定する中止(廃止)届出書の提出があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき。

(指導監督)

第18条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承認を得ずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

(書類の整備及び保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

ボランティア団体活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

補助対象者

住 所

団体名

代表者

印

ボランティア団体活動事業費補助金の交付を受けたいので、松前町ボランティア団体活動事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助金申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) ボランティア団体概要調書（様式第4号）

様式第3号 (第7条関係)

収 支 予 算 書

収 入

事業名	項 目	予算額	説 明
		円	
計			

支 出

事業名	項 目	予算額	説 明
		円	
計			

様式第4号（第7条関係）

ボランティア団体概要調書

年 月 日現在

団体・グループ名	
開設年月日	年 月 日
代 表 者	
団体所在地	〒
電 話・FAX	電話 FAX
会 員	名（男 名 女 名）
会 費	
活動内容	
その他参考事項	松前町社会福祉協議会への登録 有 ・ 無

様式第5号（第8条関係）
松前町指令 第 号

住所

団体名

代表者

印

年 月 日付けで申請のあったボランティア団体活動事業費補助金については、松前町ボランティア団体活動事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

交付決定額 金 円

様式第6号（第9条関係）

ボランティア団体活動事業変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金の交付決定があったボランティア団体活動事業を次のとおり変更したので、松前町ボランティア団体活動事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 ボランティア団体活動事業変更

変 更 内 容	予 算 額	
	当 初	変更後
	円	円

2 事業変更の理由

3 添付書類

(1) 変更後の事業実施計画書

様式第7号（第9条関係）

松前町指令 第 号

補助事業者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け松前町指令 第 号の補助金交付決定を次のとおり変更したので通知する。

年 月 日

松前町長

印

1 変更金額

	事業費	補助額
変 更 前	金 円	金 円
変 更 後	金 円	金 円

2 変更事項

様式第8号（第10条関係）

ボランティア団体活動事業中止（廃止）届出書

年 月 日

松前町長 様

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったボランティア団体活動事業を次のとおり中止（廃止）したので、松前町ボランティア団体活動事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 ボランティア団体活動事業中止（廃止）

中止（廃止）理 由	中止（廃止）内容

※不要の文字は、抹消すること。

様式第9号（第11条関係）

ボランティア団体活動事業実績報告書

年 月 日

松前町長 様

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金の交付決定があったボランティア団体活動事業の実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施報告書（様式第10号）
- 2 収支決算書（様式第11号）
- 3 補助事業に係る領収書の写し
- 4 補助事業の進行状況が分かる写真

様式第11号（第11条関係）

収 支 決 算 書

収 入

事業名	項 目	予算額	精算額	増 減	説 明
		円	円	円	
計					

支 出

事業名	項 目	予算額	精算額	増 減	説 明
		円	円	円	
計					

様式第12号（第12条関係）

ボランティア団体活動事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

年 月 日付け松前町指令 第 号で決定したボランティア団体活動事業費補助金の交付額については、次のとおり確定したので通知する。

交付確定額 金 円

様式第13号（第13条関係）

ボランティア団体活動事業費補助金精算払請求書

年 月 日

松前町長 様

補助事業者
住 所
団体名
代表者 印

年 月 日付け松前町指令 第 号で交付額の確定のあったボランティア団体活動事業補助金について、次のとおり請求します。

金 _____ 円

内 訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

様式第14号（第15条関係）

ボランティア団体活動事業費補助金概算払請求書

年 月 日

松前町長 様

補助事業者

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け松前町指令 第 号で交付決定があったボランティア団体活動事業費補助金について、次のとおり請求します。

金 _____ 円

内訳

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円